

一九〇七年公式令の制定意図について

高久 嶺之介

本稿は、一九〇七（明治四〇）年二月一日公布の公式令について、その制定過程を限られた史料で跡づけることによって、公式令とはいかなる意図のもとにつくられたものであるかを改めて確認する事を目的とする。

かつて、筆者は、公式令について拙稿^①で部分的に取り上げたことがある。その際、この公式令の制定意図について、「これによって皇室典範や皇室法令の制定方式を転換し、ひいては皇室法令の国法上の位置の明確化をねらった」、「皇室法令の制定方式を転換し、皇室法令の国法上の明確化を江湖に宣言することは問題が生ずる危険があるので、これを公文式の改正という形をとって実現しようとしたのである」と^②、書いた。要するに、公式令制定の最大の要因を、皇室をめぐる法の問題点に求めたのである。このこと自体は正しい。しかし、この拙稿では、公式令の制定を直接に扱ったのではないとはいえ、研究史に対する大きな見落としがあった。見落としの内容は、公式令の表面には現われなかった制定意図である内閣総理大臣の権限強化である。すなわち、公式令第七条により、すべての勅令は内閣総理大臣の副署が必要になった。これは、一八八九年二月二四日制定の内閣官制第四条および同月二八日制定の改

正公文式第三条の全面改訂、すなわち勅令の主任大臣単独副署制の否定である。この公式令第七条が海軍大臣上奏の朝鮮鎮海永興湾の防備隊条例問題を契機に軍部の憤激を引き起こし、一九〇七年九月一二日、軍令第一号として「軍令ニ関スル件」の制定公布に至ったことは先学の研究で明らかであった。すなわち筆者が前記拙稿を書いた時点においては、すでに小林幸男氏や由井正臣氏などの研究があつたにもかかわらず、公式令制定から軍令制定に至るこれらの研究を全く見落としていた。

公式令から軍令に至る研究は、その後さらに発展させられた。神田文人氏、山中永之佑氏、岩井忠熊氏らの研究⁽⁴⁾である。神田氏の研究は、公式令を直接扱つたものではないが、それにいたるまでの時期を明治初期からの天皇の統治権・統帥権と内閣権限の関係を制度的変遷を的確に把握することによって明らかにした。山中氏の研究は、内閣制度の形成・展開の過程を、主に統治機構、なかでも地方統治機構との関連に視点を置いて考察したものであるが、公式令が内閣官制第四条の改訂を引き起こし、さらにそれが軍令にいたる過程を日露戦後における日本帝国主義の統治機構の再編の一環として描いた。岩井氏の研究は、論文名そのものもきわめて刺激的であるが、昭和戦前期に見られた国家機構の多元性、国家最高責任の所在のあいまいさの淵源を軍令制定による伊藤博文の構想の崩壊に求め、大日本帝国憲法制定から軍令制定にいたるまでの過程を制度を基礎にして追及したものである。岩井氏の研究で特筆すべき点は、第一に立命館大学所蔵西園寺公望関係文書により軍令制定過程をさらに詳密にしたこと、第二に公式令から軍令に至る過程での國務と統帥の対立の中で、國務の側として伊藤のみならず西園寺公望首相および岡野敬次郎法制局長官を置いたこと、などである。

これらの研究から学ぶべき点はきわめて多い。ただこれらの研究が公式令制定を内閣総理大臣の権限強化の側面でのみ扱っているのはやはり気になる。公式令を起草したのは帝室制度調査局であった。この機関は、皇室典範では不

十分であった皇室制度の法的整備を図るために設けられた機関であった。公式令制定はその理由を常に皇室の法的整備にできた。総理大臣の権限強化は少なくとも表面的にはその制定過程において大声で唱えられたことはなかった。そうであるが故に、公式令制定の過程ではなく、制定以後に、軍部の憤激を引き起こしたのである。いわば総理大臣の権限強化は、皇室の法的整備という大目標の中にうまく潜り込まされたのである。上記先学の研究に学びながらも、以上の点を中心に、かつての拙稿の不十分さを補う意味もあって、もう一度公式令制定に至る過程を問題史的に以下で考えていきたい。なお、行論の都合上前記拙稿と一部重複する部分があることを断わっておきたい。

二

現在明らかになっている史料で見ると、公式令の制定に至る公文式の改正が帝室制度調査局で議論になるのは、一九〇三（明治三六）年七月一六日、枢密院議長伊藤博文が帝室制度調査局総裁に再任され、二日後の一八日枢密顧問官伊東巳代治が副総裁に就任した時期以降であることははっきりしている。そして、これは同時に帝室制度調査局の方針の全面変更を意味していた。まず、そのことを跡づけておこう。

帝室制度調査局が官中に設置されたのは、一八九九（明治三二）年八月二四日である。総裁は伊藤博文⁷。八月三一日に官報に掲載された「帝室制度調査局職務章程」の第二条は、「総裁ハ帝室制度ニ関スル事項ニ付旨ヲ奉シテ調査審議シ案ヲ具シテ奏上ス」となっており、言うまでもないことだが、この機関が帝室制度に関する調査立案の機関であることを改めて確認しておきたい。当初のメンバーは副総裁土方久元、御用掛として、枢密顧問官細川潤次郎、同高崎正風、同伊東巳代治、東京帝国大学法科大学教授梅謙次郎、同穂積八束、内閣統計局長花房直三郎、内閣書記官

多田好問、式部長三宮義胤、文事秘書官広橋賢光、主事河上房申、秘書閑謙之、森泰二郎である。⁹⁾この機関設置の直接的契機は、前年二月九日の総理大臣伊藤博文の「皇室及皇族の冠婚葬祭、皇族の待遇、帝室経済、東宮補導等」に關する十箇条の意見書である。¹⁰⁾この十箇条の意見書に公式令につながる意見は何もない。つまりは、この時点で伊藤は公文式の改訂は考えていなかったと言つてよいだろう。翌年帝室制度調査局が設置された時に、天皇は伊藤に調査事項十二箇条を下付する。この調査事項十二箇条は、伊藤が「前年奉呈せる意見書とその趣旨を同じうするもの」¹¹⁾であり、ここでも公文式改訂につながるようなものはない見当たらぬ。十二箇条中、「皇族令に關する事項」というものがあるが、これは後の皇室令のようなものではなく、皇室典範では全く規定しなかつた皇族のあり方、とりわけ皇族の賜姓降下の問題を扱おうとしたものであった。¹²⁾つまり、帝室制度調査局および伊藤の方針としては、皇室に關する法の發布形式に全く触れずに、皇室典範以後の皇室制度の整備を図ろうとしたのである。

なお、伊藤は、一九〇〇(明治三三)年九月一四日、帝室制度調査局総裁を辞任する。これは伊藤が翌日の立憲政友会結党式で総裁に就任するにあつたての処置であつた。これにより副総裁土方久元が総裁心得になる。なお、伊東巳代治も一〇月三日病氣を理由に辞職する。¹⁴⁾

帝室制度調査局では、設置から一九〇三年までの間に、「五世以下ノ皇族男子ヲ臣籍ニ列セシムルノ制」、皇室婚嫁令、皇室誕生令、皇族會議令、皇族服装令を起草し、皇室婚嫁令が一九〇〇(明治三三)年四月二五日、皇室誕生令が一九〇二(明治三五)年五月二九日それぞれ制定されている。¹⁵⁾この二つの法令は、一九〇〇(明治三三)年五月の皇太子嘉仁親王の婚姻を契機に作られたものであつたが、宮内大臣の副署、公布、官報掲載がなされた点で皇室典範の場合と異なっている。皇室典範は副署、公布、官報掲載もなかつたから、その点では、この二つの法令は形式的には国家法の形を取っている。しかし、この二つの法令の副署および公布の形式は法に則つて、つまり一八八六(明

治一九)年の公公式に則って行なわれたものではなかったし、また法の種類は明らかではなかった。『法令全書』の目録では両者とも勅令の目録の末尾に掲載しているが、勅令ではない。つまりはこの二つの法令そのものが独自の法種なのである。⁽¹⁶⁾

帝室制定調査局が本格的に皇室制度の制定準備に着手するのは、一九〇三(明治三六)年七月一六日から一八日にかけて、総裁心得土方が辞職し、枢密院議長伊藤博文が帝室制度調査局総裁に復任し、枢密顧問官伊東巳代治が副総裁に就任して以降である。⁽¹⁷⁾

帝室制度調査局の運営を事実上主導する事になった伊東は、スタッフも揃え始める。伊東は就任直後から奥田義人と有賀長雄を帝室制度調査局御用掛に採用するよう伊藤総裁に懇願し、⁽¹⁸⁾八月二九日兩名は細川潤次郎と股野琢に代わって御用掛に就任する。⁽¹⁹⁾この時点では岡野敬次郎や一木喜徳郎もすでに御用掛になっていた。⁽²⁰⁾つまり、奥田、有賀、一木、穂積、梅、岡野といういづれも法学博士号を持った法の専門集団を含みこんで帝室制度調査局は構成されていたのである。また、既の上奏中の法案は、すべて引き戻させた。⁽²¹⁾要するにこれまでの帝室制度調査局の事業の総見直しがやられようとしていたのである。

副総裁就任後伊東は精力的に調査を開始する。八月一七日、伊東は伊藤に「調査着手の方針」を送る。⁽²²⁾ここではまだ公公式の改正は直接的には方針の中に出てこない。しかし、皇室典範及び皇室法令の国家法上の位置の明確化を主張するかぎりにおいて公公式改正の道は開かれていたと言って良いだろう。九月一七日、伊東は伊藤に「刻下の急務」の問題として、「公公式の改正を要する理由」書を送る。⁽²³⁾史料でみるかぎりこれが帝室制度調査局で公公式の改正が正式に登場した嚆矢である。公公式の改正を行なうということは、この公公式の改正が以後の帝室制度調査局の立案作業の要に位置付けられたことを意味していた。なぜなら公公式の改正とは法の発布形式を変えることを意味し

ていたから、公文式の改正ニ公式令が制定されないかぎり、帝室制度調査局で立案された皇室関係法令は制定されないものである。あえていえば、帝室制度調査局の事業の成否は偏に公式令が順調に制定に至るかどうにかかっていたのである。

三

では、公文式の改正はいかなる意図をもってなされようとしたのか。

伊東の制定意図は「公文式の改正を要する理由」によってわかる。

(前略)之ヲ要スルニ今日ノ急務ハ皇室ノ内事ヲ以テ全然国家ニ関係スルコト無シトシタル主義ヲ一転シ、我国公権ノ沿革ニヨリ、自然ニ定マレル関係ニ立戻リテ、皇室ノ例規モ亦国家ニ向テ有効ナル所以ヲ明ラカニスルニ在ルト、故ラニ此ノ関係ヲ表明セントストキハ、徒ニ物議ヲ醸スノ虞アルヲ以テ、公文式改正ノ挙ニ託シテ、不言ノ際ニ此ノ事理ヲ明徹セシムルヲ無上ノ得策トスルニ似タリ²⁴

つまり意図は皇室問題であり、総理大臣の権限強化はこの時点で伊東の構想の中にはない。一〇月二〇日付伊東より伊藤宛書簡²⁵によれば、①公文式を全廃して公式令を制定する、②章を九章として、(一)詔書、(二)詔勅、(三)皇室令及皇室規則、(四)法律、命令、(五)勅書、(六)公告、(七)上裁を経る外交公文、(八)爵記、官記、位記、勲記、(九)雜則、とする、③伊藤の「御前御進講の要領筆記」として公式令とは別に「皇室弁」一篇を起草した、④「皇室弁」、公式令とも未定稿のまま「電覽に供し大体の御認可を得は」、公式令案については更に奥田、一木、有賀、広橋、穂積とともに審議を尽くしたい、⑤大体の点で伊藤の御認可をえれば、その趣意で桂首相ともあらかじめ内儀を遂げておきたい、その

点で一木御用掛は法制局長官の現職であるから内閣との折り合いできわめて好都合である、としている。この時の公式令案の内容は分からない。「皇室弁」²⁶は、御用掛の梅、穂積、奥田、有賀などが主査として起草したもので、表紙に「機密」と書かれた一五万字に及ぶ長文であるが、以下のような内容のものである。

皇室ハ国家ノ要部ニシテ其ノ事務ハ宮内諸官ト政府及行政各部トノ間ニ交錯シ、其ノ交錯ハ一定ノ理由ト形式トヲ以テ之ヲ表彰スヘキ所以ヲ見ルヘシ、而シテ現行ノ公文式毫無此等ノ理由形式ニ顧ミル所無キヲ以テ之ヲ改正シテ皇室ノ国家ニ於ケル地位ヲ明確ナラシムルハ今日ノ当務ナルヲ信ス、因テ略々其ノ次第ヲ叙シ名ケテ皇室弁ト曰フ、この「皇室弁」にも、総理大臣の全勅令副署につながるものは見られない。

一九〇四（明治三七）年一〇月一〇日、全二九条の公式令草案が上奏される²⁷。この草案の第八条に「勅令ハ上諭ヲ附シテ之ヲ公布ス 前項ノ上諭ニハ親署ノ後御璽ヲ鈴シ内閣総理大臣年月日ヲ記入シ之ニ副署シ又ハ他ノ國務各大臣若ハ主任ノ國務大臣ト俱ニ之ニ副署ス皇室ノ事務ニ関連スル勅令ノ上諭ニハ宮内大臣モ俱ニ之ニ副署ス枢密顧問ノ諮詢ヲ經タル勅令及貴族院ノ諮詢又ハ議決ヲ經タル勅令ノ上諭ニハ其旨ヲ記載シ帝國憲法第八條第一項又ハ第七十條第一項ニ依リ発スル勅令ノ上諭ニハ其ノ旨ヲ記載ス帝國議會ニ於テ帝國憲法第八條第一項ノ勅令ヲ承諾セサル場合ニ於テ其ノ効力ヲ失ウコトヲ公布スル勅令ノ上諭ニハ同條第二項ニ依ル旨ヲ記載ス」がある。つまり、全勅令の内閣総理大臣の副署が規定されたのである。この点について、公式令草案のこの条文の説明文は、「現行ノ制度ニ於テハ勅令ノ各省専任ノ行政事務ニ属スルモノハ主任ノ各省大臣ノミ之ニ副署スヘキモノト為スモ内閣総理大臣ハ行政各部ノ統督スル職責アルヲ以テ凡テ勅令ニハ其ノ副署ヲ要スルモノトシ其ノ皇室ノ事務ニ関連スル勅令モ亦固ヨリ國務大臣ノ輔弼ニ須ツヘキモノナルヲ以テ之カ副署ヲ要スルノミナラス宮内大臣ハ執行ノ責ニ任スヘキモノナルニ因リ俱ニ之カ副署ヲ要スルコトトセリ」というようにいかにもあっさりしたものである。また、公式令草案の前文に公文式の改正

を必要とする理由を五つ上げている。次のようなものである。

①法律は「法例第一条」により、公布後滿一〇日を経て施行すと定められているが、命令は公文式第一〇条により官報到達後七日を施行の時期としており、均衡を失する。

②詔勅は皇室典範及び帝國憲法が認めているところであるが、公文式にはその規定がない。

③皇室典範・帝國憲法の改正について公文式には規定がない。國際条約・歳計予算のような重要公文についてもまた然り。

④官記爵記位記勲記等に関してもいまだ率由すべき常軌が公文式に詳示されていない。

⑤皇室典範に基づいて発する諸規則は官庁や人民に対しても有効の公文にしなければならぬが、公文式はこれに対し毫も式様を提明していない。

そして、この五点を指摘した後「就中皇室ノ諸規則ニ関シ規定スル所ナキハ最重要ナル欠典ニ属ス」と指摘している。要するに、全勅令の総理大臣副署は公的には重要な問題とされていないのである。

この後、公式令案は桂内閣では進展しなかった。日露戦争もあってか桂内閣は公式令の制定に消極的であつたらしいことは岩井氏が指摘している通りである。ただしそれは、全勅令の総理大臣副署の問題が支障になつたからだといふ証拠は何もない。むしろ、桂内閣の属僚中に「皇室に関する事項を全然削除すへしと云ふか如き俗論」²⁹があつたらしい。

一九〇六年一月七日、桂内閣に代わつて西園寺内閣が誕生する。西園寺は公式令の制定に積極的であつたようだ。同年六月一八日付伊東より伊藤宛書簡は、西園寺公望首相より公式令の措弁方について岡野敬次郎法制局長官へ下命があり、目下岡野法制局長官と内閣書記官長の手元で取り急ぎ協議中であり、いづれ閣議に提出されるであらう、と

している。そして、伊東は、万一閣僚意見として同案に修正交渉があれば、妥協する覚悟であるが、「皇室に関する事項を全然削除すへし」というような俗論は調査の方針と両立できないものだから譲歩の限りではない、と述べた。伊東には公式令は常に皇室問題が中心である。さらに、同年一〇月三日付書簡によれば、その後公式令の件は、伊藤も韓国統監として出立前に山県枢密院議長、西園寺首相等と懇談し、同案遂行の為に努力したらしい。また、内閣もすんなり公式令を通したわけではなさそうだ。伊東は、西園寺内閣中には桂前内閣以来の行きがかり上内閣書記官長以下二、三の属僚中異議を主張する者があって、内閣の審査は意外に遅滞し折衝に折衝を重ね、西園寺首相とも数回話し合った、と述べている。また桂も原則として公式令に賛成したようだ。同書簡は、「桂伯にも病氣前再応賛成の意を西園寺首相へ被申通候次第にて、結局妥協の精神を以て当初査定の趣旨を没却せざる限り原案に向ふて多少の修正を施すことに同意仕」と、述べている。この部分は、桂の要求により修正を施すことになったのか、様々な人物の要求により修正を施すことになったのか必ずしも判然としないが、修正の要点は次の点である。「修正の要点は勅令の皇室事務に関するものに宮内大臣の副署を要する原案を削除し、従て皇室令の範囲を広め皇室の事務に関する令規は総て皇室令を以て規定することとし、以て其疎通の道を円滑ならしめ申候事に有之、勅令に副署せざるは稍々当初の趣旨に反するが如き嫌有之候得共、畢竟は型式如何の争に過ぎ不申、且皇室令の範囲拡充せられ申候上は敢て窒碍を生じ申し候事は有之間布と存候に付、竟に坦懐を以て此点を譲歩仕候事と致申候³⁸⁾」。要するに、公式令草案第八条にあった「皇室ノ事務ニ関連スル勅令ノ上諭ニハ宮内大臣モ俱ニ副署ス」が削除されたのである。この結果皇室の事務に関連する法令は皇室令が宮内省令で制定される事になり、勅令の範囲が限定されると同時に、皇室令の範囲が拡大したのである。注目すべき事は、この第八条は勅令について定めた条文で、全勅令に対する内閣総理大臣の副署も規定していたにもかかわらず、この点については桂も西園寺内閣の誰も問題点を指摘した事実が今のところ見つけら

れない事である。すでに由井氏が指摘しているように、『公文類聚』所収の公式令関係書類にはすべて陸・海軍大臣の副署がある。閣議にもかけられている以上、公式令第七条の存在を全く知らなかったとは考えられない。ただ由井氏が言うように、「公式令第七条の勅令副署と帷幄上奏との関係について十分自覚的でなかったことは考えられる」³⁵⁾。なぜ、このようになったのか。すでに繰り返し述べてきたように、帝室制度調査局とりわけ伊東は、公文式の改正、公式令の制定の必要性を皇室関係法令の法的不備を主要な要因として説明してきた。事実、公式令が成立しなければ、その後のあらゆる皇室令が成立しない仕組（すなわち皇室制度の整備ができなくなる）になっていたのであり、その重要性の故に、全勅令の総理大臣副署のもつ意味が霞んでいたのかもしれない。

次に、公式令第七条全勅令の総理大臣副署のしかけ人について考えて見よう。これは史料的に完全に証明する事は出来ないが、先ず神田氏や岩井氏が言う様に伊藤³⁶⁾であろう。伊東が計画したのではまずなさそうである。当初の伊東の構想に全勅令の総理大臣副署についての言及は何もない。伊東でなければ伊藤しかない。伊藤は総裁でありながら立案作業に直接関わってはいない。しかし、伊東は常に自らの方針を示した上で、伊藤に意見を仰いでいた。もちろん公式令の実際の起草は、伊藤の意を受けた伊東の指示のもとに、奥田、有賀、一木、穂積などの御用掛がおそらく集団で担当した³⁷⁾と思う。帝室制度調査局は立案能力において当代最高の法の専門集団で構成されていた。これら法の専門集団の法理論がどのように公式令に投影されたかを独自に分析することは筆者の能力に余る。この時期における伊東と「昵懇の間柄」³⁸⁾であった岡野は、西園寺内閣の法制局長官になる以前から帝室制度調査局御用掛であった。ただし岡野は、多分法制局長官以前と思うが、御用掛としては主に皇室裁判令案を担当しており、³⁹⁾公式令案起草に直接関わっていたか分からないが、立案の相談にあづかっており、⁴⁰⁾また法制局長官として西園寺首相と共に公式令制定を推進したことは間違いない。

なお、軍令制定のきっかけとなるのは、公式令制定後の海軍大臣上奏による韓国鎮海永興兩湾の防備隊条例の問題であるが、この時天皇は二度にわたって韓国在任の伊藤にこの条例の發布形式について「御下問」する。由井氏は「この時の伊藤の意見はあきらかではないが」としているが、昭和五年五月二一日付宮内省工藤壯平より内大臣牧野伸顯宛書簡の中に伊藤が一九〇七（明治四〇）年三月三〇日に徳大寺実則侍徒長にあてた「奉答文」の写がある。この中で伊藤は、「（防備隊条例は）高久注」平時常久ニ設置セラルル編制法ニシテ此種ノ制度ハ固ヨリ行政ノ権能ニ属スル政府ノ勅令ヲ以テ御発布相成ルヘキコト論ヲ俟タス」、「従前主務大臣单独副署ノ勅令アルモ、内閣官制ノ改更セラルサル以上ハ正シク矛盾タルヲ免レス、況ンヤ本年一月新ニ公式令御発布アリタルニ於テテラヤ、内閣官制ト新公式令相待テ総理大臣ノ副署ノ欠クヘカラサルヲ明確ニ定メラレタリ」、「公式令ノ第七条ニ準拠セスシテ勅令ヲ発布セラルムハ既定ノ制度ニ違背スルヲ以其当ヲ得タルモノニ之ナクト奉存候」と、明確に言い切っている。これから察するに、先学が言うようにやはり伊藤にとって公式令の制定は、内閣の中で総理の権限強化のみではなく、軍部の独立化の動きに対する牽制の意味を持っていたようだ。

四

結局のところ、一九〇七年一月三一日勅令として制定された公式令は三つの結果を持った。第一は、詔書、勅書、皇室令、法律、勅令、閣令、省令など大日本帝国憲法下の法種が整備され、法の發布形式が明確になったこと、第二に、これより当初の目的に基づいて帝室制度調査局が立案作業を進めていた皇室関係法令を皇室令、宮内省令などの形で制定する目処がついたこと、そしてこれ以後、皇族会議令、皇室祭祀令、登極令などの皇室関係法令が主に皇室

令として続々と制定され皇室制度の全面整備がなされていくこと、第三に、第七条により総理大臣の権限強化を法的に生みだし、そのことが軍部の軍令制定の動きを生みだしていくこと、である。

注

- (1) 「大正期皇室法令をめぐる紛争―皇室裁判令案・王公家規範案・皇室典範増補―上」同志社大学人文科学研究所編『社会科学』三二号、一九八三年。
- (2) 同右 一六七～八頁。
- (3) 小林幸男「挙国一致論覚書―いわゆる『天皇制ファシズム』権力論の再検討―」近畿大学『法学』一二巻三・四号、一九六三年、由井正臣「日本帝国主義成立期の軍部」『体系日本国家史 5 近代Ⅱ』所収、一九七六年。
- (4) 神田文人「統帥権と天皇制」『横浜市立大学論叢』第三七巻第二・三合併号、一九八六年、山中永之祐「内閣制度の形成と展開」日本行政学会編『年報行政研究21 内閣制度の研究』、一九八七年、岩井忠熊「帝国憲法体制の崩壊―内閣官制・公式令・軍令をめぐる―」『近代日本社会と天皇制』、一九八八年。
- (5) しかし「崩壊」という用語は少し激しすぎるのではないか。憲法および皇室典範の大枠は変わらないのだから、筆者には「修正」という方が適当に思える。
- (6) とりわけ、「軍令ノ副署及公布ノ形式ニ就テ」という文書で、軍令が勅令でないことを強調し、両者の混同をさけるために「公布」の語を用いないことを主張している、という事実はきわめて注目される（岩井前掲論文一七～一八頁）。
- (7) 『伊藤博文伝』下巻 四一七頁、『伯爵伊東巳代治』下巻 三～四頁。
- (8) 『伯爵伊東巳代治』下巻 五頁。
- (9) 『伯爵伊東巳代治』下巻 四頁、『伊藤博文秘録』三四七頁、『伊藤博文伝』下巻 四一八～九頁。
- (10) 『伊藤博文伝』下巻 三三五～三四八頁。
- (11) 『伊藤博文秘録』三四六～七頁。
- (12) 『伊藤博文伝』四一八頁。
- (13) 『伊藤博文秘録』三四五頁、皇族の賜姓降下は一九〇七年皇室典範増補で実現する。
- (14) 『明治天皇紀』九卷 八九〇～九二頁、『伯爵伊東巳代治』下巻 六頁。

- (15) 栗原広太述「皇室典範其他皇室法令の制定史に就いて」憲政史編纂会収集文書・国会図書館所蔵、『伯爵伊東巳代治』下巻 一七～八頁。
- (16) 『伯爵伊東巳代治』下巻は、「之を公布するに皇室令の称号を持ってせられたるも公文式はいまだ皇室令に関して何等定むる所なし」(一八頁)、としている。
- (17) この間の事情、とりわけ伊藤博文に対する伊東巳代治の複雑な感情を『明治天皇紀』は、かなり含みを持たせて記している(一〇巻、四七二～三頁)。
- (18) 明治三六年七月一八日付および七月二三日付伊東より伊藤宛書簡(『伊藤博文関係文書』第四三四～三五頁)。
- (19) 『伯爵伊東巳代治』一八～一九頁。
- (20) 岡野は一九〇〇(明治三三)年一月七日御用掛になる(『岡野敬次郎伝』一二六頁)。一木も同年一月に御用掛になる(『一木先生回顧録』二二〇頁)。
- (21) 『伯爵伊東巳代治』下巻 一八頁。
- (22) 『伯爵伊東巳代治』下巻 一〇～一四頁。
- (23) 明治三六年九月一七日付伊東より伊藤宛書簡(『伊藤博文関係文書』第二卷 四三四～三五頁)。
- (24) 『伯爵伊東巳代治』下巻 一五～一七頁。
- (25) 『伊藤博文関係文書』第二卷 四三五～六頁。
- (26) 憲政史編纂会収集文書、国会図書館所蔵。
- (27)(28) 『公文類聚』第三十一編 卷一。
- (29) 前掲岩井論文、一三頁。
- (30)(31) 『伊藤博文関係文書』第二卷 四四〇～四二頁。
- (32)(33) 同右 第二卷 四四二～四四五頁。
- (34) 由井前掲論文、一五一頁。
- (35) 同右。なお、公式令制定以前の実際の副署にあたっては、一八八九年の内閣官制第四条、改正公文式第三条の各省専任事務の場合の主任大臣単独副署制が必ずしも一貫してそのようには行なわれていなかったようだ。中野登美雄『統帥権の独立』は、軍事に関する勅令について、明治後期になるにつれ主任軍部大臣のみの副署が多くなるとはいえ、総理大臣および主任軍

部大臣の共同副署が相当程度あったことを指摘している(四七一〜七二頁)。中野の指摘は、その後松下芳男氏に受け継がれ、『改訂明治軍制史論(下)』(五九六〜七頁)、さらに山中永之佑氏によっても受け継がれている(前掲山中論文、八三頁)。この事実の意味をどう解釈するか難しいが、軍部にとって公式令が改めて副署の問題を全面的に考える契機になったようだ。

(36) 神田前掲論文七八頁、岩井前掲論文一四〜一六頁。

(37) 帝室制度調査局の会議は、御用掛がそれぞれ多忙な職務を持っていた人々であったから、毎週日を定めて日暮から開き、解散は早くして一時、遅い時は一二時を過ぎることがあったらしい。また臨時に主査委員会または総会を開いたという(前掲栗原述「皇室典範其他皇室法令の制定史に就いて」、『伯爵伊東巳代治』下巻、二二二頁)。

(38) 『岡野敬次郎伝』二六五頁。

(39) 「大正六年二月一七日付 皇室裁判令案ニ付帝室制度審議会総裁上奏文」(倉富勇三郎文書・国会図書館所蔵)。

(40) 前掲明治三六年九月一七日付伊東より伊藤宛書簡。

(41) 由井前掲論文一四八頁。

(42) 牧野伸顕文書・国会図書館所蔵。この書簡は、一九三〇年四月二日ロンドン海軍縮条約調印後、海軍軍令部より「統帥権干犯」との批判が起こり政治問題化した時、宮内省の工藤が「私見」とともに「先々帝御手許書類」の中から伊藤の「奉答文」の写を牧野に送ったものである。紙数の関係で全文紹介は省略する。この「奉答文」については、文章は異なるが、ほぼ同内容のものが『伊藤博文秘録』四四一〜四二頁に掲載されている。ただし、工藤書簡中の「奉答文」が「三月三十日」という月日があるのに対し、『伊藤博文秘録』の方は月日の記載がなく、「昨年十一月公式令御発布」と書いているなど、内容的には工藤書簡中のものよりも整理されていない感がある。また、『明治天皇紀』第十一巻七九七〜九九頁に「防備隊条例」の記述があり、そこでは工藤書簡中の「奉答文」の内容が記述されている。ただし、伊藤の「奉答文」が出された月日の記載はない。なお工藤書簡の所在は高橋秀直氏の御教示による。

(たかく れいのすけ・同志社大学人文科学研究所)